

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

e-mail: shakaisushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)3337714649 FAX(03)3229915367  
振替 〇〇一〇〇一九一五八四三二 労金 中央労金本店 No.1154163

購読料 月額 700円 6カ月前納制

## 〈もくじ〉

### ■巻頭言

マルクス、エンゲルスの古典を読む

滝野 忠……………2

続けた、勝った、嬉しさが膨らんだ

名古屋 哲一……………3

―筋は通せた二十八年争議―

### ◇資料と解説◇

「鉄建運輸機構訴訟」について……………5

◇資料 JR採用差別事件に関する裁判(不当判決弾効声明)……………5

超 不当 判 決

◇資料 雇用関係存在確認等請求事件(判決要旨)……………6

ささやかだよね、賃上げ……………7

―〇八春闘第一幕―

朝令暮改と国家統制のはざままで……………8

―学習指導要領改定の意味するもの―

キューバは前進しつづける……………9

―カストロ後のキューバー

編集部……………9

兵士として思想闘争をたたかいたい……………11

―司令官(フィデル・カストロ)からのメッセージ―

読者からのおたより……………13

# 旬刊 社会通信

NO. 1021

二〇〇八年四月一日号

二〇〇八年四月一日発行  
(毎月一日・二五日二回発行)

## マルクス、エンゲルスの古典を読む

いまマルクス、エンゲルスの諸著作がおもしろい。とりわけ、『共産党宣言』と『資本論』である。なぜか。資本主義批判が噴出し、かつての「経営者革命論」、「ニュー・エコノミー論」がほぼ姿を消した。八重洲ブックセンターで、友人と待ち合わせ。約一時間、本で埋め尽くされる建物をぶらついた。目的の一つに「資本主義論」の書を点検することもあった。「病める」、「強奪の」、「幻滅の」、「カジノ」、「漂流する」の冠、さらには「フアンド」、「知識」、「M&A」、「グローバル」、「純粹」である。一昔前（一九九〇年代はじめまで）、資本主義なる言葉は姿を消した。計画経済にたいし、資本主義変貌論から「市場経済」なることが使われた。社会主義計画経済が地球上から姿を消し、資本主義との言葉が復活した。

資本主義は恐慌の必然性をつねに宿している。恐慌を体験した人間は鬼籍にある。一九二九年にオギヤーと産声を上げた人物もすでに七十九歳、十代の青年だった人も九十歳を越える。だから、恐慌のなんたるかは、歴史の知識としてあるだけだ。

ドルは下がった。株価も下がった。他方、商品市場は油、金、石炭、鉄鉱石、レアメタル、そして小麦、大豆、トウモロコシの穀物価格は日々、史上最高値を更新する。

「市場の反乱」が世界を覆い始めた。社会主義国家群があった時、ブルジョア経済誌・紙は「恐慌か!？」など言いたくともいえなかった。ところが今はどうか、『エコノミスト』、『東洋経済』、『ダイヤモンド』が、こぞって「恐慌か!」と売り上げを競い合う。「格差」等の資本主義に内在する矛盾についても同じだ。

なぜか。「ポスト」資本主義への確信が、マルクス主義者からも失われ、資本主義で飯を食う輩に、「安心して」資本主義批判が可能となった。ある勉強会に出た。だれもが新しい「コミュニティー創造が必要」と「市場万能主義」を批判する。だが、「市場万能主義」に「代わる」社会はとなると、歯切れはとたんに悪くなる。現代の思想状況である。ある識者は「貨幣が貨殖に利用されていることが根本原因」と、貨幣機能を流通手段、支払い手段に限定することが重要と大まじめに論じていた。この人は昔マルクス経済学を学んだにちがいない。だが、商品↓貨幣↓資本をバラバラにとらえ恥としない。

こんな時代に何が必要か。マルクス、エンゲルスの経済学、とりわけ資本主義の経済法則を学び、宣伝することだ。資本主義の実態論は、商業紙・誌がはいて捨てるほどに暴露してくれている。不安定雇用労働者群、現代の産業予備軍諸氏もパート労働者、日雇い派遣労働者、を中心に実態暴露に余念がない。これらすべてはいいことだ。だが、欠けるものがある。

これらはすべて、資本主義という社会が生まれながらもっている矛盾の発現であることだ。それを知るもつとも身近な書が『共産党宣言』の第一章、そして『資本論』だ。資本とは何か、その中における人間関係とはいかなるものかを、両著は教えてく

れる。今、両著の学習会が全国各地で始まっている。

(滝野 忠)

## 続けた、勝った、嬉しさが膨らんだ

―筋は通せた二十八年争議―

「郵政4・28元免職者／郵政ユニオン東京地本・多摩」の名古屋哲一(なごやのりかず)さんは、四万字におよぶ闘いの「自己紹介」つまり「自分史」を書いた。「もくじ」は、「なぜ二十八年も続けたの？」に始まり、「幸せな誕生とルーツ」、「一九五〇年頃」、「幸せな青年期」、「幸せな郵政職場活動期」、「不幸だけでない4・28処分」、「幸せな出会い&別離」、「不幸な忙し病」、「忙し病の重症化」、「全連本部」、「国労四党合意問題」、「子供たち」、「4・28勝利、その後」とつづき「なぜ二十八年も続けたの？」で終わる。全部で二十八章。その一部分を紹介する。(編集部)

「自己紹介」めいた事柄を、綴らせてもらうことにした。これが最後の投稿文なので、従って今後こんな事を書かせてくれる所は無くなるので、そして皆さんとは長いお付き合いをしてもらったから……。普通ならば「自己紹介」は初めにするものだが、何せ、誰も予測だにしなかった「二十八年争議で大勝利」という珍しい話でもあり、従って、「自己紹介」も普通ではなく最後にするという珍しい事になるのであった。

ついでに付記すると、大勝利の内容も(不十分な点は多々あれども)「原告七人全員の『原職復帰』、賃金や年金等の全期間『回復』」という、近年争議では珍しいものだった。

「二十八年間も、国と大労組を相手に、闘い続けられたのは何故？」と、よく質問された。客観的条件と主体的条件との両方を吟味して数え上げるなら、長い長い回答になるだろう。長い長い回答をする代わりに、ボクは、「二十八年間も、よくマア飽きもせず、支援し続けてくれたのは何故？」なんていう「回答」をしていたのだが、この「回答」よりは今回の「自己紹介」の方が、多少はマシな回答を含むことになると思う。

この二八年間、けっこう珍しい体験の数々であったとも思う。だが、真に珍しいのは二八年争議自体であって、この二八年間誰もがそれぞれ固有の珍しい体験をしてきたのであり、ボクの個人的体験自体はその珍しい中の一つに過ぎないとも思う。

\* \* \*

こんなに嬉しいことがあってもいいものだろうかとの思いに続いて、さらに一年弱、全国各地で喜びを共にしてくれる人々がこんなにもたくさんいると実感する日々で、嬉しさは何倍にも膨らんだ。これは支援連帯してくれた皆さん自身の勝利、ホントにホントに、どうもありがとうございます。

さらに嬉しいことには、当初は元免職者との交渉など一切せずケンモホロの郵政公社のエバリンボ態度だったが、復職時賃金やバックペイ計算では十四号俸アップなど、郵政ユニオン交渉の中で諸要求の実現もできた。最高裁決定後の何回もの東京総

行動参加や地域の仲間も含む「4・28ネット拡大会議」等を通じての、争議解決総仕上げに向けた内容豊かな活動もできた・・・「豊か」はよいのだけれど、最高裁決定後は忙しさが三倍、しかも二〜三ヶ月で終わると思っていた争議解決仕上げが年明けまでも続くとは！

(注)なお現在以降も、郵政共済を相手にした国公共済審査会での「年金掛金問題」係争等は、続行していく。

\* \* \*

ここまで書いてきて、ボク自身の足跡なのに曖昧にぼやけていた部分も思いがけなく判明し、自分で自分の歩みがかなり整理できた。

けっこう珍しい体験に出くわしてきたが、当時は当たり前のことと思っただ事も多く、いちいち感激しないで損をした。二八年分の賃金を一度に受け取るというのも珍しい体験の内だろう。こんなものは、一人で有効活用は無理なので「4・28ネット基金」にお任せした。これまで老後のことは考えても仕方ないので考えなかったが、思わぬ勝利で年金も保証され、これからも大して考えなくて良くなった。今後は「普通の郵便労働者の生活水準」をしていきたい。この水準よりも高すぎても低すぎてもよろしくない。ただしこの「水準」というのは、申し訳ないけれども、非正規労働者のそれではない。食っていけなくなるからだ。

\* \* \*

4・28 勝利の意味について、通常三点(少数派が、a 国家の不当労働行為や新処分政策、b 変節した人に冷たい労働運動、c 現在の新自由主義・差別・格差社会、に対して痛撃)を、ボクは強調してきた。四点目の意味ついては、これまで簡単に触れるだけだったが、この超長文の「自己紹介」が、余すところ無く白日の下にさらした。

「首切り撤回闘争の当該が、”ノホン脳天気”だったとしても、途中からフットワークの重い”忙し病”になったとしても、手抜きとヤブレカブレの味を覚えた”不良中年”になったとしても、また当該間の団結連帯が不十分だったとしても、つまり、諸矛盾をたくさん抱え込んでしまっただけでも(どうせ敵はもっと多くの矛盾を抱えているのだし)、”筋を通した”その一点だけで、処分粉碎を勝ち得ることもできる」という、他争議団等にも大きな励ましとなる意味だ。

そして二八年間”筋を通した”歩みを続けられたのは、一つには「人間という生き物への(”無前提的な信頼”は挫折しても)根っ子の所での信頼は持ち続けられた」とと、二つには「共に歩んだり見守ったり声援したり、優しさ・親切・暖かさに触れ続けられた」とことだと思ふ。

そして、そして、この二つのことは、濃淡の違いはあれ誰でもが既に携え所持しているものなのだ。従って、誰でもが、勝利の光に浴す未来と希望という”幸せ”を、既に手にしているのだと思ふ。

(名古屋 哲一)

◇資料と解説◇  
「鉄建運輸機構訴訟」について

「十分じゃないだろうが、二十一年の想い一部は満たしてくる判決に違いない」。  
三月十三日、東京地裁に激励に駆けつけた多くの支援者、国労組合員、当事者の気持ちであった。○五年九月一五日の鉄建公団訴訟（原告三〇三名）判決は元気を植えつけ、○八年一月二三日全動労判決は流れを加速、二月一三日の東京高裁での鉄建公団裁判はＪＲ不採用事件の中心人物の一人である葛西敬之（ＪＲ東海会長、国家公安委員）を尋問することを決めた。この裁判で不当労働行為が認められれば、解決への道はさらに近づくとの思いである。さらに、裁判長は判決にいたるまでの三年余、不当労働行為の主張・立証手続きを踏んできたこともあった。

十時、裁判開始の時間だ。裁判所周辺を埋めつくしたわれわれは、「判決出ているよね」とのささやき合う声。二十分過ぎ、傍聴者が現れ始めたが、どこかようすがおかしい。道路脇の街宣車から、「不当判決、それも超不当な」との一声。原告団団長の川端一男氏が「司法よ恥を知れ」の紙を表示。みんなの顔は「予想外」の判決、時効で切り捨てられるとは考えていなかった。

判決の内容は資料として掲載した原告団の声明、そして判決要旨にあるように、①時効で切って捨て、②不当労働行為を正面から判断せず、③入り口で門前払いする、許せない、不当極まりない、人権、法もないことを裁判所みずから明らかにした判決であった。

当日の夕刻、東京都内での報告集会で萱野弁護士は「残念。くじけてはならない。決意を新たためなおしてたたかい抜こう」、加藤弁護士は「中西裁判官は法の匪賊、曲悪阿世のヤカラ」と切って捨てた。原告団家族・鈴木さんは「耳を疑ぐる判決。悔しい。怒りをバネに、かならず汚名ははらす。ひるむことなく闘い、がんばる」と。

◇資料 J R採用差別事件に関する裁判（不当判決弾劾声明）◇  
超 不 当 判 決

本日、東京地方裁判所民事第一九部（中西茂裁判長）は、国労組合員が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（鉄運機構）に対して提訴したＪＲ採用差別事件に関する裁判で、原告の請求を全面的に棄却する不当判決を言い渡した。事実認定及び法律判断を誤り、一定の範囲での救済を認めた二〇〇五年九月一五日の鉄建公団判決、本年一月二三日の全動労判決の流れにも反する、正義を省みないきわめて不当な判決であり、満腔の怒りをもって徹底弾劾する。

判決は、「国鉄改革法二三条」による選別雇用という不当労働行為の根源となった枠組みを承認した上で、原告らの受けた損害を「時効」の二文字で切って捨てた。近時の時効の主張を制限しようとする判例の流れにも反する超不当判決である。

しかも、原告らの主張した一九九〇年の清算事業団からの解雇無効についてはこれを否定するとともに、国鉄における差別名簿作成の不当労働行為すなわち不法行為の有無に全く踏み込まない逃げの判決である。

原告らは、二〇〇四年一月に提訴してから判決にいたるまで三年余を不当労働行為の主張・立証に費やして来た。にも拘らず、不当労働行為の存否について何ら検討しないこのような判決の内

容では、何のための審理であったのか、原告らは、司法の役割に強い疑問を抱かざるを得ない。

「組合差別があつてはならない」との参議院決議にもかかわらず、組合差別により解雇されて二年、我々原告団及びその家族は、就職差別、結婚差別などあらゆる差別、偏見と闘い、苦難の道歩んできた。二一年間に一〇四七名の仲間のうち四七名が亡くなった。

しかし、原告団は本日の不当判決に挫けることはない。闘いの矛は絶対に納めない。闘いを一層強化し、本件訴訟の控訴審では必ず逆転勝利をもぎとり、納得のいく解決に向けて邁進する決意である。これまでの各位のご支援に感謝するとともに、勝利が確定する日まで引き続きご支援、ご協力をお願いする次第である。

二〇〇八年三月二三日

鉄建公団訴訟原告団中央協議会

対鉄建公団訴訟・鉄道運輸機構訴訟弁護士

一〇四七名の不当解雇撤回、国鉄闘争に勝利する共闘会議

## ◇資料◇雇用関係存在確認等請求事件（判決要旨）

### 第3 主要な争点

1 国鉄改革が違憲で、又は原告らの解雇が権利の濫用に当たり、解雇が無効といえるか

2 原告らが、その所属組合を理由として差別されたといえるか、いえるとして、そのことに対する損害賠償請求権は、時効により消滅したといえるか

### 第4 主要な争点に対する判断

#### 1 主要な争点1について

憲法二七条一項の趣旨、国鉄改革関連8法が国鉄の職員であつた者に対する労働の機会を保障するに足りないものとはいえないこと、国鉄改革関連8法はいかなる労働組合に対しても不利益取扱いをしないことを前提として制定されていることに照らして、国鉄改革関連8法が、憲法27条1項や28条に違反しているとはいえない。

再就職促進法の適用が原告らとの関係で違憲となるかをみても、再就職促進法の失効を定める規定自体に、これを適用した場合に、憲法の各規定に抵触することになるような内容は含まないから、憲法違反の問題は生じない。

原告らの解雇は再就職促進法が失効し、雇用関係終了に向けた準備期間が終了したことを受けて行われたものであり、理由がある。

以上によれば、原告らの解雇は無効とはいえない。

#### 2 主要な争点2について

(1)原告らは、国鉄や事業団が行つた不法行為として、①国鉄による不当処分等(不法行為①)、②国鉄によるJR各社への採用候補者名簿不記載(不法行為②)、③事業団による再就職支援活動の懈怠や就職妨害等(不法行為③)、④事業団による解雇(不法行為④)、⑤現在に至るまで、原告らをJR各社に就職させる努力を怠っていること(不法行為⑤)を、国鉄あるいは事業団の不法行為として主張し、これらの損害賠償義務を被告が承継したと主張する。

これに対し、被告は損害賠償義務について消滅時効を援用する。

(2)そこで検討すると、原告らの解雇は無効とはいえないし、事業団や被告が原告らをJR各社に就職させる一般的義務を負うとはいえないから、不法行為④、⑤を認める余地はない。

不法行為①ないし③については、行為完了時から訴訟提起まで三年以上が経過しているから、これらの不法行為について時効期間が経過しており、時効の中断措置がとられておらず、被告による援用が権利濫用といえなければ、原告らの請求は認められない。そこで、まず、被告による消滅時効の援用が認められるか検討する。

#### (3)不法行為①及び③の時効期間の経過

原告らの主張によれば、不法行為①が行われた時点は昭和五八年四月から昭和六二年にかけて

であるし、不法行為③が行われた時点は遅くとも平成二年四月一日であると解されるが、原告らが主張する不法行為の態様からすれば、不法行為が行われたという時点で損害が発生したことや加害者が国鉄であることは、損害を受けたと主張する原告らには明確であるし、その損害賠償義務が存在するとすれば、当該義務を負うのは国鉄であり、国鉄改革後は事集団であることは明確である。このことに加え、本件全証拠によっても、不法行為①及び③について、原告らが不法行為時に損害や加害者を知り得なかった特別の事情も認められないことも併せて考慮すれば、不法行為①及び③に関する消滅時効は各不法行為の時点から進行すると解される。したがって、不法行為①及び③については、三年の消滅時効期間が経過している。

## たさやかだよね、賃上げ

### ― 〇八春闘 第一幕 ―

〇八春闘の第一幕、いわゆる「J・C集中決戦」が終わった。J・Cの中心組合は「我が世の春」と謳歌する自動車、電機、鉄鋼、造船の大製造企業群。他に、国内市場を独占する電力、運輸、通信等の独占企業である。

これら大企業の多くの組合は全国労働組合生産性会議（全労生）を組織し、春闘は「公正で活力ある経済社会の確立や豊かな職業人生の実現に欠くことができない生産性向上や成果の配分について、労使が議論し実践する重要な機会」（全労生08年春闘アピール、一月一八日）と言って恥としない。大企業労組幹部の多くは企業の経営者＝資本家階級の小判鯨となった。小判鯨は寄生虫、企業なしには生きてゆけない。だから、企業にすり寄るだけである。

独占企業間の競争は激しくなった。市場支配力は①猛烈な技術革新、②労働力の安い国への資本移転、③新興国の経済成長と生産力発展、④独占企業間の集中と合併、「選択と集中」は超独占体といえども「左うちわ」とはいかなくなった。ビッグ・ビジネスユニオンの総本山だった米国、階級的労働運動の色彩を強く残したヨーロッパ労働運動も、今では彼らがつくり、支持してきた労組の「企業内」化に悪戦苦闘しながら、「既得権」を守るのに精一杯の状況だ。ここでも競争は激しさを増している。それにもかかわらず、日本の大製造業各社は新興国の成長と米国への輸出で、儲けに儲けてきた。

「反転攻勢」の時代と連合、J・Cは①内需拡大を促進し、豊かさを感じられる賃上げ、②労働分配率向上をと、関（とき）の声を上げてはみせた。格差批判に手ひどい打撃を受けた政府与党は「改革の果実が給与として国民に家計に還元されるべき時」と助け太刀に馳せ参じ、経団連すら「個別企業は支払い能力の範囲で努力せよ」、「スワ―、賃上げ容認か」とあわて者のマスコミが伝えるまでに「柔らかく」なった。

春闘とは資本家と賃労働者の「戦争」である。戦争には要求、そして勝つための準備といった布陣が重要だ。その布陣は水漏れもいことだ。要求はたったの二千円程度、業績手当でけっこうとの態度だし、交渉は生産性三原則を討議する場とし、労働組合の力の根っ子である組合員一人ひとり立ち上がらせる努力は一部組合を除き、なきに等しい。せいぜい〇〇中央総決起集会をセレモニーとしながらおこなうだけである。

結果は賃上げ一千円前後とさみしい。世界最大の製造業トヨタですら賃金制度維持分(定昇)六九〇〇円を含み、たったの七九〇〇円にすぎない。トヨタの予想経常利益は一兆五九〇〇億円であるから、満額といわれる一時金二五三万円を含めても賃上げコストは〇・〇八%以下で、一%にも満たない。

連合総司令部は「国民の期待は非常に多かったが、昨年を大きく上回ることでできず残念、経営者には大局的な判断をもう少し欲しかった」と、ここでもお願いである。

一二日の集中決戦の結果は、平均賃金方式組合で回答六四〇一円(二一・〇八%)、前年は六一四二円(二一・〇一%)であったから、金額にして二五九円、率にして〇・〇七%の上乗せ、まさにミクロの世界の賃上げである。

## 朝令暮改と国家統制のはざままで

### —学習指導要領改定の意味するもの—

文科省は二月一五日、教育基本法改悪(二〇〇六年十二月)後、はじめて「学習指導要領」を改訂した。学習指導要領は教育基本法、学校教育法公布(一九四七年)以降、教育の反動化に重要な影響を与えてきた。事系列的に並べると①道徳の時間新設(一九五八年)、②歴史教育に神話、③入学・卒業式に日の丸・君が代義務付け(一九八七年)、④「伝習館訴訟」(指導要領から逸脱した授業をしたと福岡県教委が三人の高校教師を免職。最高裁が是認・一九九〇年)、⑤国旗及び国歌に関する法律(一九九五年)、⑥教育基本法改悪(二〇〇六年)となる。

学習指導要領は制定当初、「これまでの教育では、その内容を中央で決まるとそれをどんなところでも、どんな児童にもあてはめて行こうとした。だからどうしてもゆるる画一的になって、教育の実際の場での創意や工夫がなされる余地がなかった」と第二次世界大戦前まで延々とつづけられた教育勅語にもとづく、教育の国家・民族主義化統制の反省があった。教育指導要領は戦後六十年余の間に、再び教育の国家統制化の手段とされた。その象徴が、毎年くり返される入・卒業式での「日の丸・君が代」をめぐる教師への処分、考える授業をおこなう教師への弾圧、その帰結が教育基本法改悪である。

改悪教育基本法は①前文に「伝統を継承し」、②第二条に「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」、「公共の精神に基づき」と書き込むばかりか、③第一五条に「宗教に関する一般的な教養：は、教育上尊重されなければならない」と謳い上げる。

「歴史・伝統・文化」、「宗教への一般的な教養」の意味するところは、『日本書紀』の世界である。小学校の「社会」では「大和朝廷による国土の統一」、中学校では「古代までの日本Ⅱ宗教の起り」をとり上げ、強制的に「強制」する。詳しくは述べないが「国民の祝日に関する法律」が定める祝日の多くは、『日本書紀』が示す皇室行事がからむ日に他ならない。諸外国は全国共通の休日はキリストの誕生日だけであり、

他は独立を記念するためにあるのとはえらいちがいである。こんなところに、日本の中央集権ぶりがいかにきわ立っているかが見えてくる。日本の総保守は、「文化・伝統」で『日本書紀』の世界を再生させたいのだ。

教育の国家統制をさらにきわだたせているのが、教育行政のあり方についての第一六条で、「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきもの」とした。注目は「この法律及び他の法律の定めるところ」としていることだ。この結果、教育にかかわる異議申し立てはますます国家統制色の強いものとなる。

教育にかかわる真の困難は、①教師の自由裁量を許さない国家統制、②雑務にふりまわされ子どもとふれあえない多忙さ、③教員数の絶対的不足、④さらには文科省の朝令暮改の行政にある。ゆとり教育の本格導入は九八年だった。ところが、今回の学習指導要領は「つめこみ」へとオモカジ一杯となった。父母、子ども、教師は官僚の机上の空論にふりまわされる。これではいい教育などできるはずがない。

## キューバは前進しつづける

### ーカストロ後のキューバー

カストロさんが現役を退いた。キューバ国会「全国人民権力会議」で最高権力者になったカストロさんの弟ラウルさんが、①今後も同志フィデルに相談したい、②革命の司令官はフィデルただ一人という確信とともに職務（国家評議会議長）を受け入れると述べたことで、日本のマスコミはブッシュ君と同じように①カストロ支配は変わらない、②ラウルはカストロの「傀儡（かいらい）政権」、③キューバに新しい変化は見られないと、キューバに未来はないかの論評をおこなった。

カストロさんは〇六年七月、重い病で病床に伏せった時、ラウルに国家権力を移譲した。カストロさんは一九五三年グランマ（おばあちゃん）号でモンカダ兵営を襲撃した時から、ゲバラさんとともに第一バイオリンを弾いた。ラウルは第二バイオリンである。かつての日本労働運動の三池闘争でいえば、灰原茂雄さんと塚元敦義さんの関係だ。

カストロさんはこれまでしばしば、「私があの世界に行った時、マルクス、エンゲルス、レーニンと語り尽くしたい」と述べた。これは、カストロさんに敵対する人びと—とりわけ、米國政治指導者、マイアミに基地を置く反革命団体—への皮肉である。カストロさんは一日でも長く生きて、世界が社会主義に変わり、それとともにキューバ社会主義発展・完成をみたいのだ。だから、評議会議長をやめる声明で、カストロさんは「国民に期待をいだかせながら死んでしまい、失望させたくなかった。私がいなくなる事態に心理的にも政治的にも備えることが、私の第一の義務だった」と述べていることにすべてが言い尽くされている。

キューバに一度でもいった人びとは、キューバの平等思想、社会主義への楽天性に

驚き、己れの生き方を考えさせられる。生活は先進資本主義国のように豊かではない。はつきり言って貧しい。しかし、医療費、教育費はすべて無料で、スペイン語圏―中南米諸国―はむしろ世界の発展途上国に無償で医師、教師を送り援助する。キューバの行為はまさに実利である。キューバのような貧しい―しかし精神的に豊か―国でもこれほどのことができる。いったい、国際機関に湯水のように金をたれ流し、貧困の上に官僚機構を養っている先進国家群の援助・支援とはなにかである。今、問われなければならぬのはこれである。

キューバが経済的に貧しいのは事実である。米国はキューバとの商取り引きを封殺する。かつて、キューバと同盟関係にあり、今、資本主義のおこぼれにあずかつているロシア、中国はキューバに見向きもしない。今こそ、キューバになんらかの支援をすべき時ではないのか。中国は共産党が権力をにぎるから、「社会主義国」など、とんでもない論がある。「ギョーザ」事件が示したことは、中国は日本独占企業の下請けでしかないことではなかったか。

旧ソ連は権力基盤・共産党を解体した。国家崩壊である。中国はそれを教訓に共産党を権力基盤に資本主義政策を押し進めた。ベトナムも同じである。キューバは違う。マルクス、エンゲルス、レーニンが描いた社会主義・共産主義をそのまま実現したいとする。中南米に味方もふえた。ベネズエラ、ボリビア、エクアドル、そして米国にキューバと仲良くし豊かな中南米をつくろうよというブラジル、アルゼンチン、ニカラグアといった国ぐにである。

キューバはなぜ世界人民の支援を失わないのか。そこにはフランス人権宣言の「自由・平等・博愛」を元に、社会主義の根本原則である①みんなが平等で特権がない、②悪いことをしたらどんなに偉い人もやめてもらおう、が実行されてきたからだ。

キューバは反革命の根拠地であるアメリカのフロリダ半島からわずか百マイルのところ。最新鋭の戦闘機ならわずか五〜六分でしかない。

米国はキューバ革命以来、何百回となくキューバ侵攻、カストロさん暗殺を企てた。しかし、すべて失敗し今のキューバがある。キューバはアメリカによる経済封鎖、ソ連崩壊による経済支援の全面停止を自力で乗り切った。だから、経済的にはひじょうに苦しい。くり返すが、キューバ人民の心は豊かである。豊かさの象徴が無料の国民皆医療と教育であり、近隣の中南米諸国はいうに及ばず、遠くアフリカ大陸にも無償で派遣している莫大な数の医療団である。

中南米諸国は一九七〇年代の軍事独裁政権の時代、一九八〇年代からの民政移管につき、今、インディオやメスチソ、モレノといった有色人種、貧しい人びとが政治の最前線に登場し、反米・民族主義高揚の時期をかつて一九五〇〜七〇年代はじめがそうであったように迎えようとしている。

カストロが病氣治療で全権力を弟のラウルさんに譲ってから、キューバはすでにカストロ以降にある。キューバは一千万国民が心と力を合わせ「社会主義」を守りぬくだけでなく、物質的にも社会主義にふさわしい国づくりをまい進するにちがいない。

## 兵士として思想闘争をたたかいたい

—司令官（フィデル・カストロ）からのメッセージ—

親愛なる同胞のみなさん 二月一五日の先週金曜日、私は次回の回想記では多くの同胞たちに関心のある事がらについて触れてみたいと約束しました。ですから、今回はこのような形のメッセージになりました。

### 最後の息が続くまで義務果たす

今、国家評議会の議長、副議長そして書記を指名し、選出する時期がやってきます。

私は長年にわたって、議長という名誉ある任務を果たしてきました。一九七六年二月一五日、社会主義憲法が九五%を越える有権者の自由な直接秘密投票で承認されました。第一回国会は同年一二月二日に発足し、この国会で国家評議会と評議会議長が選出されました。それ以前の約一八年間、私は首相でした。つねに圧倒的多数のキューバ国民の支持によって、私は革命事業を前進させるのに必要な特別な権利をもっていました。

私の深刻な健康状態から見て、外国の多くの人たちは二〇〇六年七月三一日に国家評議会議長の地位をラウル・カストロ・ルス第一副議長に暫定的に移譲したことが決定的事象だと考えました。ラウルは自らの個人的資質から国防長官の地位にも就いていますが、そのラウル自身も党と国家の指導部の同志たちも、私の健康状態が不安定であっても、私がこの二つの任務から離れることを考える気はありませんでした。

このような立場は、私を抹殺するためならできないことは何でもやる敵対者と対峙している中では居心地の良くないものでした。また、私にとってもこの状態を続けることに気は進みませんでした。

その後静養したおかげで、再び私は自分の精神生活を完璧に統率し、たくさん読み、回想することができるようになりました。何時間も書き続ける十分な体力を得ましたが、それはリハビリと日常的回復計画の結果、出てきたものです。基本的な常識から言えば、書き物をするような活動は私の体力の限度内にすっかり入っています。しかし一方で健康について話すときには、予期しない終末が発生した場合、闘争の最中にあるキューバ国民に対してトラウマを残すようなニュースがもたらす幻想を回避することにいつも私は気を配りました。つまり、キューバ国民が政治的にも、心理的にも私の不在に準備ができてるようにすることが、長い間闘ってきた後の最初の私の義務でした。その都度、私は「リスクがない」体調の回復はないと言いつづけてきました。

私の希望はつねに、最後の息が続くまで自らの義務を果たすことでした。これが私にできることです。

### 再選への自らの要請、受諾はない

つい最近の日々のことですが、キューバ革命の運命について重要な合意を採択する

国会の議員として私を選出し、多大な栄誉を与えてくださった、私がつとも親愛の情を持つ同胞のみなさんに次のように言っておきたいと思えます。私は国家評議会議長および最高司令官の地位に自ら就く、また、その地位を受けることはない、繰返します、自ら就くことも、受けることもありません。

国営テレビの番組「ラウンド・テーブル」のディレクターのランディ・アロンソに私は何通か短い手紙を送っています。そのうち何通かは私から要請して公表してもらっています。その中には、今日書いているこのメッセージの要素が控えめに含まれていません。もしかしたら、そのランディさえも私の意図に気づかなかったのかもしれないので、信頼していました。そのころ、私はほとんど毎週のように大学の学生たちの主な代表者たちと会っていて、ランディは地方出身者として知られていました。宿舎であるコリー（注1）の大きな家の図書館で会っていました。今日では国全体が巨大な大学のようになっています。

次に書き出したパラグラフは〇七年一月一七日にランディに宛てた手紙からの引用です。

「最大の私の信念は次のことです。現在、キューバ社会は平均的にはほぼ十二年教育が行き渡り、約百万人の大学卒業生がおり、何らの差別なしに、市民が教育を受けられる真の可能性をもっています。そして現在、この社会が直面している問題を解決するには、チェス盤上のコマの進め方よりもさらに多くの方法がそれぞれの具体的問題について必要だということです。革命的社会においては人間の知性が本能に打ち勝たなければならぬとするならば、どの一つの詳細な点も無視することはできないし、安易な道はとれません。」

「私の基本的義務は地位に就いてることではないし、まして若い人々の行く道を邪魔することでもありません。そうではなく、私自身の経験と考え方をささげたいということです。ささやかなその値打ちは私自身がたまたま生きてきた時代から生まれたいものです。」

「ニエマイエル（注2）のように、人は最後まで一貫した態度を貫かなくてはならないと私は思います。」

さらに〇八年一月八日の手紙です。

「…私は統一投票（認められなかった功績を保持する原則）の強力な擁護者です。私たちはこの方法によって、孤立はしていたが、一方ではキューバに非常に連帯的だった旧社会主義圏、その国々からきたものを真似る傾向を回避できました。その中には単独候補者の肖像画があります。社会主義建設を初めて行おうとした意思、私はそれに大きな敬意を払っています。そのおかげで、私たちは選んだ道を継続することができました。」

「頭の中にはつねに、世界のすべての栄光は一粒のトウモロコシの中に凝縮される

(注3) という言葉がありました。」とその手紙の中で繰返しました。

したがって、機動性を必要とし、自分の今の肉体的条件を上回るすべてをささげるような責任を負うことは、私の意識にとつては裏切り行為になってしまいます。これについて冷静に説明します。

### 人材はいっぱいいる

幸運にも私たちのキューバ革命の過程は、今のところまだ昔の親衛隊の指導部と革命の初期段階が始まったときに幼かった人々に任せておくことができます。中には全くこどもなのに山の戦闘員に合流した人もいました。その後、この世代の人々は英雄的な闘いと国際主義的使命感をもってキューバを栄光で満たしました。この世代の人々には人事交代を保証する権限と経験が備わっています。同様にキューバ革命の過程には、私たちの世代とともに一つの革命を組織し、指導するという複雑かつ到達困難な技術の要素を学んだ中間世代がいます。

革命の道はつねに困難で、全員の知的な努力が必要になるでしょう。弁解じみた、見るからに安易な道、つまり反論としての自己批判を私は信用しません。私たちは起こりうることの最悪の事態につねに準備ができておくべきです。逆境にあつて断固としていることと同じく、成功しても慎重であるべきという原則、これを忘れてはなりません。倒すべき敵対者はとてつもなく強力ですが、私たちは半世紀間、これを寄せ付けませんでした。

みなさんにさよならを言うのではありません。私の願いはただ、一兵士として思想闘争を闘いたいということです。今後も『フィデル同志の回想記』の題で書き続けます。それは信頼できる武器の一つになるでしょう。たぶん、私の声が聞こえてくるのではないかと思えます。私自身は体調に気をつけます。

ありがとうございます。

フィデル・カストロ・ルス 二〇〇八年二月一日 午後五時三〇分

注1 Koly ハバナ市内の住宅地域

注2 Nyeneyer ブラジリアを設計したブラジル人建築家

注3 「世界のすべての栄光は一粒のトウモロコシの中に凝縮される」はキューバ独立の父ホセ・マルティの残した言葉。  
(ハバナ プレンサ・ラティーナ 二月一九日)

## ◇ 読者からのおたより ◇

要求し闘わなければ ○八春闘には日本経団連も賃上げ容認の声があるともいわれますが、当該労働組合が声を揚げ、ストを含む強力な取り組みなしには一円の賃上げも勝ち取れません。

(地区労宇都宮)

編集部より ホントにそう。

○八春闘合い言葉 地球温暖化 庶民生活寒冷化 みんなに優しい生活を 取り戻せ○八春闘

九%賃金カット 高橋はるみ道知事、全国にも類を見ない給与削減。○七年度で一〇%、二年間は  
終わり継続しないと公言していたが、○八年から四年間九%削減を一方的に組合に提起する前にマ  
スコミ発表。「一〇%でなくて九%だから継続ではありません」と。ふざけるな! (北海道・I)

編集部より ほんと、「ふざけるな」そのもの。労組、労働者がなめられている。

年度末に向けて 今年もよろしくお願います。国鉄闘争も年度末に向け山場、私も職場・地域か  
ら精一杯がんばっていきます。ともにガンバリましょう。(福岡・I)

編集部より とにかくがんばるのみ。久しぶりにお会いしたいですね。

チェック機能 ごぶさたしております。貴通信は自らの見識をチェックするうえで大いに役立つ  
ています。今年もよろしくお願います。(神奈川・T)

編集部より 嬉しいですね。テーマ、内容等、注文つけてくれればもっと嬉しい。

情報よろしく 世の中、いろんな面で曲がり角、矛盾も表面化しています。品質管理とコスト削減、  
住民サービスと行財政改革の徹底、住民自治の確立と自立の名の合理化等々。これらを止揚した社  
会が目指すべきものではありませんが、現実の中で、また一年試行錯誤しながら生きていきます。情  
報よろしくお願います。(山形・T)

編集部より いわゆる「革新」系のシンポ、討論会、学習会に顔を出していますと、どんなコミ  
ュニティーを指すかが焦点になっています。資本主義はダメ、それに代わる社会とはが論議さ  
れ始めているかに思われます。

残金カンパ いつもありがとうございます。些少ですが残金カンパさせて下さい、これからも楽し  
みにしています。よろしくお願います。(松山市・H)

編集部より カンパに感謝。編集部泣かせの情勢です。要望寄せて。

労働関係をもっと もう少し労働関係の記事を増やしてもらえれば、もっと興味がわくと思います。  
一年分送金します。(あびこ市・S)

編集部より お元氣、嬉しい。労働関係、どこに焦点あてればよろしいでしょうか。

ごめん 母の看病で疲れきっておりまして、送金遅れました。(新潟県・K)

編集部より 連れ合いの父は九三歳。元氣、元氣です。それでも熱を出して入院する等しはしば  
落ち着かない遠距離介護なんです。お疲れになられませんかように。

カンパです 残金はカンパします。(青森・C)

編集部より ありがとうございます。感謝です。

活用 いつも学習資料として活用させてもらっています、拡大進まずすいません。(北海道・S)

編集部より 行こう行こうと思っただけですが、都合つきません。

期待 送金が遅くなり申しわけありません。貴誌の活動を今後も期待しています。(千葉・Y)

編集部より がんばります。ご支援よろしく!

いざ出発 出発ぎりぎりとなりましたが、ようやくロシナンテII号Jr(牽引リヤカー)、ゼツケ  
ン等の準備も出来上がり出発態勢が整いました。沿道で走る姿を見かけたら声をかけてください。  
皆さんの声援が疲れた体を突き動かし、走りつづける力になります。キャンペーンの様子について  
は、毎日インターネットの共闘会議ホームページにて報告したいと思えます。「共闘会議」で検索  
すると見られます。伴走、共同宣伝、宿泊先での集会、交流、マスコミ対策、カンパ等、出来ると  
ころでの支援、連帯をお願いいたします。(四国共闘、中野勇人)

編集部より カンパの送付先は、四国労働金庫池田支店

普通口座 3160156 国鉄闘争四国共闘会議会計 中野勇人(なかのはやと)  
郵便 記号 16270 番号 14407041 国鉄闘争支援四国共闘会議

## 国鉄改革から22年

政府の解決判決を求める4・1集会

日時 二〇〇八年四月一日(火)午後六時

場所 メルパルクホール

東京都港区芝公園、JR各線・浜松町駅(南口)より徒歩十二分